

マイナンバー (社会保障・税番号) 制度

平成28年1月 スタート

1人にひとつ。マイナンバー

マイナちゃん



マイナンバーって何？

マ イナンバー(社会保障・税番号)とは、住民票のあるすべての方に12桁の番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

何に使うものなの？

来 年の1月以降、社会保障・税・災害対策の行政手続きの際に利用することになります。

具体的には、年金・雇用保険・医療保険の手続・生活保護や福祉の給付(児童手当の現況届など)・確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。

また、民間事業者でも、社会保障・源泉徴収事務など、法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

期待される効果は？

大 きく分けて、次の3つの効果が挙げられます。

① 利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、負担が軽減します。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。

② 公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当にまぬがれたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援をおこなえるようになります。

③ 行政の効率化

地方自治体や他の行政機関などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

番号はいつわかるの？

10 月以降、一人ひとりに郵送で通知されます。

住民票に登録されている住所に、マイナンバーが記載された「通知カード」が送られてきますので、実際に住んでいる住所が違う場合は、住所変更など必要な手続きをしていただき、間違いなくご本人が受け取れるよう、ご確認をお願いします。マイナンバーは一生使うものですので、大切に管理しましょう。

詳しい情報は
こちらでご確認ください



マイナンバーコールセンター

TEL 0570-20-0178 (日本語)

0570-20-0291 (外国語)

平日午前9時30分～午後5時30分まで

ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>